

京都府大野発電所（水力発電所）の電力売却
仕 様 書

令和6年12月
京都府建設交通部

目 次

第1章 総則

1-1	適用	1
1-2	電力の売却及び契約対象となる発電所	1
1-3	売却期間	1
1-4	売却電力量	1～2
1-5	発電見込み	2
1-6	発電の停止及び制限	2～3
1-7	設備の点検、作業等に伴う発電停止	3
1-8	設備の更新等に伴う発電停止	3
1-9	発電バランシンググループ	3
1-10	容量市場の取扱い	3～4

第2章 電力量料金

2-1	電力量料金の算定	4
2-2	発電側課金の取扱い	4
2-3	電力量料金の支払	4

第3章 その他

3-1	託送供給等の契約	5
3-2	記録	5
3-3	守秘義務	5
3-4	契約条件	5～6
3-5	法令等の遵守	6
3-6	運用申合せ書の提出	6
3-7	疑義の決定等	6
3-8	備考	6

大野発電所の設置状況	別紙1
令和3年度から令和5年度までの時間帯別送電量実績	別紙2
平成26年度から令和5年度までの月別送電実績	別紙3
令和3年度から令和5年度までの供給停止実績	別紙4

第1章 総則

1-1 適用

この仕様書は、京都府(以下「本府」という。)が所有する大野発電所(以下「本発電所」という。)で発電する電力の売却の契約(以下「本契約」という。)に適用する。

1-2 電力の売却及び契約対象となる発電所

本府は、本発電所で発電する電力のうち、本発電所内等で使用する電力を除いた全量(以下「受給電力」という。)を買受人に売却する。本発電所の設置状況等については、別紙1に示す。

名 称	最大出力	常時出力
大野発電所 (京都府南丹市美山町檜原中の山 48 番地)	11,000kW	300kW

1-3 売却期間

令和7年4月1日0時から令和8年3月 31 日 24 時まで

1-4 売却電力量

(1) 予定売却電力量

平成 26 年度から令和5年度までの発電実績に基づき算定した予定売却電力量を次表に示す。本発電所は水力により発電を行うことから、気象状況等により売却電力量が変動する特性がある。このことから実際の売却に当たっては、売却電力量を保証するものではない。

また、売却電力量が予定売却電力量と比較して増減がある場合にも、買受人はその全量を購入するものとする。

[kWh]

	令和7年度
4月	4,100,000
5月	3,300,000
6月	1,800,000
7月	2,800,000
8月	2,100,000
9月	2,300,000
10月	1,300,000
11月	400,000
12月	3,400,000
1月	4,400,000
2月	4,300,000
3月	5,500,000
合計	35,700,000

(2) 過去の送電実績

令和3年度から令和5年度までの時間帯別送電量実績を別紙2に、過去 10 年間の月別送電実績を

別紙3に示す。

(3) 売却電力量の計量

売却電力量の計量は、計量法(平成4年法律第 51 号)の規定に従った電力量計(取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。)により買受人が行うものとする。

なお、売却電力量に1キロワット時未満の端数があるときは、小数点第1位を四捨五入するものとする。

また、一般送配電事業者所有の電力量計の取替えが必要となる場合の費用は本府の負担とする。

(4) 計量の期間

毎月1日の0時から同月末日の24時まで

1-5 発電見込み

(1) 発電見込みの通知

本府は買受人に対し、次表に定める予測値(以下「発電見込み」という。)を通知する。発電見込みの通知方法については、FAX 送信によるものとし、買受人の都合による発電パターンの変更は行わない。

なお、河川からの流れ込み等による流量の増減があることから、発電見込みと実績値とは相違することがある。

通知の期限	通知内容
前日の9時まで	当日と翌日の発電時刻、発電出力、使用水量及び1日の合計電力量

(2) 発電見込みの調整

本府は、事前に通知の上、大野ダムや由良川流域市町からの要請、電力ひっ迫に伴うピークシフトなど社会的要請を受けて、発電パターンを調整することがある。

なお、同ダムでは、事前放流*により目標貯水位(標高 150.0m)まで低下させることがある。

※ 洪水の発生が予測される場合に制限水位以下の容量を一時的に洪水調節に活用するために行う放流

1-6 発電の停止及び制限

次の(1)から(8)までの事由により、本府は発電を停止又は制限できるものとする。

また、このことにより発電見込みの通知以降においても、発電パターンを変更することがある。

ただし、本府は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努めるものとする。参考として、

別紙4に令和3年度から令和5年度までの供給停止実績を示す。

(1) 本発電所の施設、設備の故障等

(2) 大野ダムに流入する自然河川の流量変動に対する対応

(3) 大野ダムの事前放流等放流計画の変更による本発電所の発電放流の変更、停止及び制限

(4) 新綾部園部線における送電線、配電線の停止等に起因する一般送配電事業者の給電所又は制御所からの連絡等による出力変更

(5) 河川内事故の発生など、警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等の要請に起因する発電放流及びダム放流の変更

(6) 次に掲げる施設の故障、点検等

ア 本発電所の放流設備又は取水設備の故障又は点検等

- イ 本発電所の発電機、水車及び附帯設備の故障又は点検等
- (7) 一般送配電事業者の指示等に基づく本発電所又は送電線の停止
- (8) その他保安上の必要がある場合

1-7 設備の点検、作業等に伴う発電停止

設備の機能を維持するために、次に示す定期点検、作業等(以下「定期点検等」という。)により発電を停止することがある。定期点検等の実施に当たって、本府は発電停止日時を買受人へ事前に通知することを原則とし、本府は可能な範囲において、1-8に定める設備の更新等に伴う発電停止と同時に行うなど、発電停止時間の縮小に努めるものとする。

- (1) 令和7年度の停止予定
 - ア 消防設備点検:令和7年6月及び同年12月の平日各1日4時間(昼間)
 - イ ストレーナ清掃:令和7年8月の平日1日8時間(昼間)

1-8 設備の更新等に伴う発電停止

設備の更新に伴う発電停止見込みを次に示す。停止期間、停止時期等の詳細については、当該更新の受注者と協議の上決定し、買受人に通知する。更新に当たって、本府は可能な範囲において1-7に定める設備点検等を同時に行うなど、発電停止時間の縮小に努めるものとする。

- (1) 令和7年度の停止予定
 - ア 中央監視設備等更新工事:令和7年10月20日頃から令和7年11月20日頃までの1カ月間

1-9 発電バランシンググループ

本府は1-3に定める売却期間において、買受人が設定する発電バランシンググループに加入するものとする。なお、本府は発電バランシンググループ加入に係る経費を負担しない。

また、本府が1-5に基づき通知した発電見込みと、発電実績値の間に差分が発生した場合は、本府及び買受人ともに、その差分を根拠とした料金(インバランス料金)の請求は行わないものとする。

おって、発電バランシンググループ単位で、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるインバランス料金が発生した場合は、本府及び買受人間において当該料金の精算は行わないものとする。

1-10 容量市場の取扱い

本発電所は変動電源(単独)として令和7年度を対象実需給年度とする容量市場に参加予定である。

- (1) 容量市場収入の取扱い
 - 本府と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により本府が得る収入については、この受給契約による収入との精算は行わない。
- (2) 容量市場の契約内容
 - 本入札の参加資格を有すると通知されたもので、希望するものに提示する。
- (3) 容量市場に係る本府の対応業務への協力
 - 買受人は、電力広域的運営推進機関と本府との容量確保契約に基づき、本府に課されるリクワイアメント(容量提供事業者に求められる要件)及びアセスメント(リクワイアメントの達成状況の確認・評価)について理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うこと。
- (4) 実受給期間中の経済的ペナルティ
 - 買受人の責により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生した場合、その容量市場の経済的ペ

ナルティは、買受人が負担するものとする。その算定については、本府と買受人との協議により決定する。

第2章 電力量料金

2-1 電力量料金の算定

毎月の電力量料金は、次の(1)から(4)までに定める算定方法により算定した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものとする。

- (1) 毎月の電力量料金の算定方法は、売却電力量に電力量料金単価を乗じた金額とする。ただし、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数計算を切り捨てるものとする。
- (2) 本府は、電力量計に故障等が生じた際には、直ちに買受人にこれを通知するものとし、この故障等の時間内における電力量の算定は、その都度、本府と買受人との間で協議の上決定するものとする。
- (3) 消費税及び地方消費税相当額とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課される消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により課される地方消費税に相当する金額の合算額をいう。
- (4) 本発電所の売却する電気には、非化石価値等の付加価値を含むものとし、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)」等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、その取扱いについて協議するものとする。

2-2 発電側課金の取扱い

買受人は、毎月、一般送配電事業者から通知のあった前月分の発電側課金料金を速やかに本府に報告するものとする。各月の発電側課金料金については、2-1により算定された同月の電力量料金と相殺し、買受人が一般送配電事業者に支払うものとする。買受人が一般送配電事業者に支払った際は、その旨を書面により本府に報告するものとする。

なお、電力量料金が発電側課金料金に満たない場合には、相殺は行わず、本府が一般送配電事業者に発電側課金料金を支払うものとする。

2-3 電力量料金の支払

本府は2-1により算定された電力量料金(2-2により発電側課金料金との相殺を行う場合にあっては、相殺後の電力量料金)を翌月16日までに買受人に対し請求関係書類をもって請求し、買受人は同月末日(以下「支払期日」という。)までには本府に支払うものとする。

なお、買受人は自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金を納付しない場合は、支払期日の翌日以降の遅延日数につき、年3%の利率で計算した遅延利息を本府に支払うものとする。ただし、請求書の受領が17日以降の場合は請求書受領後15日を超える日数に応じてこの遅延利息を適用するものとする。

また、支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、その翌日を支払期日とする。

第3章 その他

3-1 託送供給等の契約

買受人は、一般送配電事業者との託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約の電力売却が遅滞なく行えるよう、速やかに、買受人の負担で一般送配電事業者と必要な契約を締結しなければならない。

また、本府に対し、買受人と一般送配電事業者との託送供給等契約書等の写しを提出するものとする。

(1) 電力量計からの通信線接続

買受人の希望により、本発電所内に設置した電力量計から通信線を設ける際には、事前に本府の承諾を受け、一般送配電事業者と協議した上で工事を行うことができる。ただし、契約期間満了後は速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置及び撤去等に係る費用は全て買受人の負担とする。

なお、責任分界点及び保守分界点は一般送配電事業者と協議の上、決定すること。

(2) 契約期間満了時における引継事務

買受人は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に本府と本契約を締結する者に対して、上記の名義の変更等、託送供給等約款における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

3-2 記録

本府及び買受人は、取扱電力量など本契約の履行に関するデータの記録を行い、それぞれの要請によりその写しを送付するものとする。なお、本府が保有する電力量に係るデータは1時間値データである。

また、買受人は本府の依頼により、買受人が供給する実績データ等について可能な範囲で本府に提出するものとする。

3-3 守秘義務

(1) 業務上知り得た秘密

買受人は、業務上知り得た本発電所に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

(2) 図書等の取扱い

買受人は、契約図書及び業務関係図書を本契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。ただし、市販されている場合又はあらかじめ本府担当者の承諾を得た場合はこの限りではない。

3-4 契約条件

(1) 買受人は、契約期間内の全てにおいて、購入した電気は非化石価値も含め京都府内に全量供給するものとする(買受人が直接小売供給契約を締結しない方法により京都府内の需要家に電気を供給するものも含む)。ただし、買受人は京都府内へ全量供給できないことが判明したときは、速やかに本府に報告し、本府の指示に従うものとする。

(2) 上記(1)について確認を行うために、本府が指示した時に買受人は次の書類を本府に対し提出するものとする。なお、買受人は、本府の求めに応じ、本府が実施する提出資料等に関する調査に協力するものとする。

ア 京都府内における電力供給計画

イ 電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第2条に規定する発電月報

ウ その他、本府が指示する書類

3-5 法令等の遵守

本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守する。

3-6 運用申合せ書の提出

本契約に関する運用については、本府及び買受人は双方協議して定めるものとし、必要な場合は買受人が運用申合せ書を作成する。

3-7 疑義の決定等

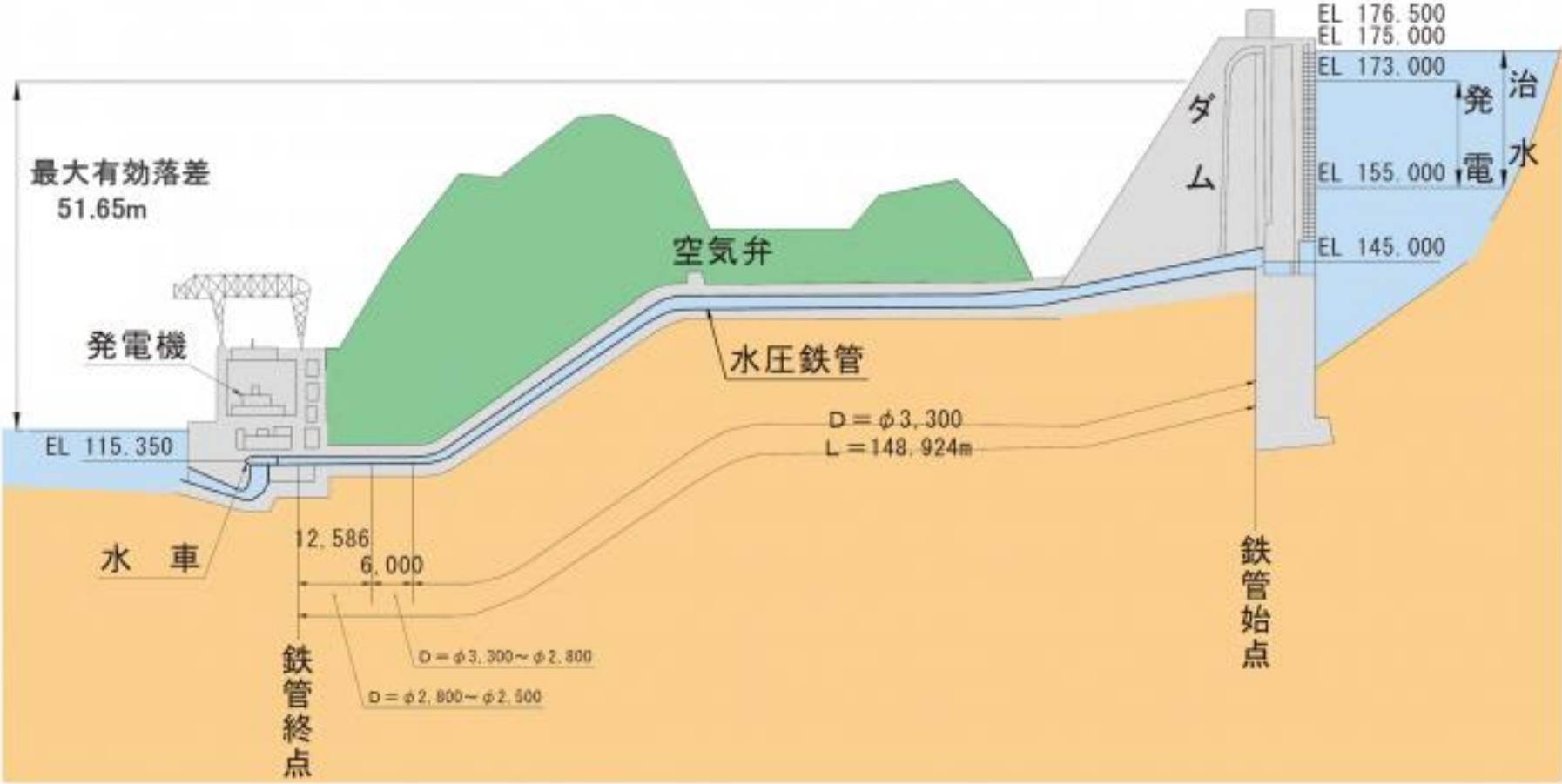
本仕様書の各条項に疑義が生じた際には、本府及び買受人は双方協議し、定めるものとする。

3-8 備考

本府は、買受人が購入した電気の京都府内における需要拡大に協力するものとする。ただし、本府は3-4(1)に規定した京都府内での全量供給に一切責任を負うものではない。

以上

大野発電所の設置状況



大野発電所 送電量（過去10年実績）

別紙3

[単位:kWh]

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
4月	3,926,692	6,150,100	3,007,500	5,666,180	3,474,220	3,399,070	5,875,290	2,958,340	2,968,030	3,837,500
5月	2,541,318	2,867,720	3,715,800	1,993,660	5,701,820	2,338,510	2,330,440	3,338,790	3,453,550	5,009,900
6月	878,988	1,657,415	2,161,500	820,730	2,218,090	1,013,790	2,942,740	1,905,810	1,058,560	3,576,100
7月	991,648	3,702,823	2,805,300	2,060,700	3,181,570	2,142,400	4,879,800	2,496,050	2,683,100	3,205,100
8月	3,778,225	1,296,227	1,490,200	2,819,830	1,451,470	2,092,470	1,332,670	2,836,950	2,112,780	1,432,900
9月	1,809,373	2,705,965	3,107,600	1,955,870	4,637,690	1,523,540	1,061,180	2,215,830	2,421,410	1,082,300
10月	2,898,455	934,850	2,665,600	1,901,710	2,370,160	3,028,520	1,676,470	870,710	1,689,340	742,900
11月	211,918	52,517	1,699,120	0	243,430	1,050	512,760	605,470	0	1,455,700
12月	3,895,443	3,485,060	5,819,290	1,149,540	3,914,500	2,556,090	2,072,620	6,298,930	0	1,896,300
1月	6,894,100	2,940,755	5,049,330	4,512,580	4,593,450	4,101,110	4,530,210	4,824,180	0	1,939,500
2月	5,376,900	5,364,170	5,896,170	2,641,810	5,609,790	4,679,250	1,242,370	3,037,050	0	2,007,000
3月	6,696,600	3,940,385	6,369,450	5,834,590	5,209,040	3,790,860	3,356,410	6,935,960	2,144,450	7,106,200
計	40,673,338	39,899,660	35,097,987	43,786,860	31,357,200	42,605,230	30,666,660	31,812,960	18,531,220	33,291,400

供給停止実績（令和3年度～令和5年度）

年度	月	停止時間	回数	区分
3	7月	1時間53分	1	設備故障

年度	月	停止時間	回数	区分
4	4月	66時間	2	設備故障
	10月	303時間	1	工事
	11月	720時間		
	12月	744時間		
	1月	744時間		
	2月	672時間		
	3月	400時間	1	送電故障(外)
	1時間5分			

年度	月	停止時間	回数	区分	
5	4月	3時間15分	1	設備故障	
	5月	37時間46分			
	11月	77時間20分			
	12月	51分	2		
	1月	16時18分	12	3	工事
		264時間			
	2月	11分	1	1	設備故障
		444時間	1	1	工事

注記

- 1) 区分の内、(外)とあるのは電力会社等、発電所外での故障を示す。
- 2) 間欠運転時における、工事及び点検のための発電時間帯振替停止は除く。
- 3) 区分は設備事故、設備故障、送電事故、送電故障とし、事故とは電気関係報告規則第3条の表に定めるものをさす。